

経営円滑化貸付 - 連鎖倒産防止のご案内

取引先企業の倒産等により経営の安定に支障が生じている中小企業者等への資金供給の円滑化を図ります

1 融資対象者

県内で事業を営む中小企業者及び組合等で(1)から(3)のいずれかに該当する方

- (1) 倒産事業者に対し、50万円以上の債権（貸付金等の営業外の債権を除く）を有するとして商工会議所又は商工会の認定を受けた方
- (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づき経済産業大臣が指定した倒産事業者に対し、50万円以上の債権を有するとして市町長の認定を受けた方
- (3) 中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定に基づき経済産業大臣が指定した事業活動の制限により、経営の安定に支障が生じているとして市町長の認定を受けた方

2 融資条件

融資限度額	1億円
融資利率	年1.00%（固定利率）
融資期間	10年以内（うち据置2年以内）
資金使途	運転資金
担保・保証人	保証協会又は金融機関の定めるところによる （第三者保証人不要）
信用保証	原則として保証を付ける

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域経済課 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。